

宿泊約款

第1条 適用範囲

1. 当ホテルが宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする宿泊客は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名及び電話番号（又は携帯電話番号）
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 利用宿泊プラン
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊者が、宿泊中に前項第（2）号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。
3. 第1項第（3）号の宿泊プランは、宿泊契約の申込み時においてのみ有効とします。申し込み時と異なる宿泊条件での宿泊を希望する場合は、宿泊契約を解除したのち、新たな宿泊契約の申込みをして頂きます。
4. 宿泊者は、当ホテルとの間の宿泊契約又は宿泊予約の地位は、当ホテルが承諾する場合を除き第三者に譲渡できないものであることを了承のうえ宿泊の申込みをします。
3. 当ホテルで得た個人情報は、「個人情報の取り扱いについて」に基づき、使用します。

第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。た

だし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

1-2. 当ホテルが、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申し込みをされ、当ホテルが承諾した場合、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は無効とさせていただきます、速やかにその旨の通知を差し上げます。

1-3. 当ホテルは、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認の電話を差し上げることがあります。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があった場合、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。クレジットカード番号を通知していた場合は、予約金/申込金を徴収しませんが、違約金、賠償金発生時には、クレジットカード請求します。また、当ホテルはお申込時に、事前承認を取る権利を有します。

第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 宿泊契約締結の拒否

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次の(A)から(C)に該当すると認められるとき。
 - (A) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）またはその関係者その他反社会的勢力であるとき。
 - (B) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
 - (C) 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (9) 宿泊しようとする者が、当ホテル内において当ホテルの定める利用規則を遵守しないおそれがあると認められるとき
 - (10) 当ホテル施設を管轄する旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。

第6条 宿泊者の契約解除権

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は別表第1に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあつて、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時（夕食を伴わない宿泊契約の場合は午後22時）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 当ホテルの契約解除権

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除する場合があります。
 - (1) 宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあると認められとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が、次の（A）から（C）に該当すると認められる場合。
 - (A) 暴力団、暴力団員またはその関係者その他反社会的勢力であるとき。
 - (B) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
 - (C) 法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき。
 - (3) 宿泊者が宿泊施設、もしくは宿泊施設従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき。
 - (4) 宿泊者が泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき（都道府県の規定にもとづく）
 - (5) 宿泊者が伝染病であると明らかに認められるとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 客室およびバルコニーでの喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に該当する行為があったとき。
 - (8) 当ホテル施設を管轄する 旅館業法施行条例 の規定する場合に該当するとき。
 - (9) 保護者の許可なく、未成年者のみでご宿泊されるとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、その解除事由が前項（5）によるときは宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。その余の解除事由によるときは、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も、違約料としてお支払いいただきます。

第8条 宿泊の登録

1. 宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び電話番号（又は携帯電話の番号）と職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日※本人確認のため旅券（パスポート）のコピー又はスキャンを取らせていただきます。

- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条 客室の使用時間

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、館内サービスのご案内「チェックアウト」をご覧ください。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には客室タイプにかかわらず次に掲げる追加料金を申し受けま
す。15時以降の利用における1泊宿泊料金は、該当日におけるホテルWEBサイト上での基本販売料金が適用されます。

(1) 午後3時までは、1時間につき室料3,300円（税込）

※但し、繁忙期や、当日のご予約状況によっては、お断りさせていただく場合がございます。

※時間外の客室の使用をご希望の際は、事前にお申し出下さい。

(2) 午後3時以降は、基本室料の100%

第10条 利用条件の遵守

1. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条 営業時間

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は各所の掲示、客室内のインフォメーション等でご案内いたします。
2. 営業時間は必要やむを得ない場合には、臨時に変更する場合があります。その場合は適当な方法をもってお知らせいたします。

第12条 料金の支払い

1. 宿泊料金の内訳は、以下のとおりとする。

- ・ 宿泊料金
- ・ 追加料金
- ・ 税金
- ・ サービス料等

2. 宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊者の出発の時までにまたは当ホテルが請求した時、当ホテルにお支払いただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条 当ホテルの責任

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条 契約した客室の提供ができないときの取り扱い

1. 当ホテルで、宿泊者に契約した客室を提供できないときは、宿泊者の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第15条 お持込品等の取扱い

1. 多額の現金及び貴重品のお持込を御希望の場合は事前にお知らせいただきます。お知らせ頂いた場合、当ホテルの判断によりお持込をお断りすることがあります。なお、当ホテルにお申し出頂かずにお持込になられた多額の現金及び貴重品の毀損・汚損・紛失等については当館は責任を負いかねる場合があります。

2. 宿泊者がお持込になった物品または現金の毀損・汚損・紛失等については、当館に故意または重大な過失がある場合に限り損害を賠償致します。
3. 前項の賠償については、客観的に損害額が立証される場合は当該損害額を賠償するものとし、それ以外の場合については10万円を限度に相当額を賠償致します。

第16条 宿泊者の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊者がチェックインをする際にお渡しします。また、チェックアウト後に当ホテルが宿泊者の求めに応じ一時預かりを了解した場合も同様とします。
2. 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品が当ホテルの了解なく残されていた場合、所有者が廃棄したものとして処分いたします。但し、当ホテルの判断で一定期間保管し、その後最寄りの警察署に届けるなどの措置を行うことがあります。

第17条 駐車場の責任

1. 宿泊客が当ホテルの管理する駐車場（以下「ホテル駐車場」という。）をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任は負いません。ただし、ホテル駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。
2. 当ホテルは、当ホテルが管理していない駐車場（以下「提携駐車場」という。）内における車両、その付属装着物又は積載物の盗難、紛失又は毀損については一切責任を負いません。
3. 当ホテルは、提携駐車場の利用者が、提携駐車場の他の利用者もしくはその他の人の行為又は提携駐車場内に存在する車両又はその付属装着物もしくは積載物等に起因して被った損害、その他提携駐車場内で発生した事象に起因して被った損害について一切責任を負いません。

第18条 宿泊者の責任

1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 利用宿泊プラン契約解除による違約金内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

契約申込人数\契約解除の通知を受けた日		不泊	当日	前日	2日前	14日前	30日前
一般	14名まで	100%	100%	100%	0%	-	
団体	15名以上	100%	100%	100%	100%	50%	10%

注1 %は、利用宿泊プランに対する違約金の比率です。

注2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。

注3 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の30日前（その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金はいただきません。

利用規則

当ホテルでは、お客様が安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第 10 条に基づいて、次の通り利用規則を定めております。もし遵守いただけない場合には、宿泊約款第 5 条により客室及び当ホテル内の諸設備のご利用をお断り申し上げることがございます。

【安全と保安上お守りいただきたい事項】

1. 避難経路図ならびに各階の非常口をご確認ください。
2. 緊急時や、やむを得ない事情がある場合を除いては非常用施設や屋上への立ち入りやご利用はご遠慮ください。また、従業員用の区域への立ち入りはお断りしております。
3. 通路やロビーなどへ所持品を放置することはご遠慮ください。
4. 客室に暖房用・炊事用等の火気及びアイロン等の持ち込みはご遠慮ください。もし、登山・アウトドア等で必要な器具機材（火器含む）等を客室に持ち込みの際は、フロントまでお知らせください。
5. 施設内の決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。また、その他火災の原因になるような行為はなさないでください。なお、バルコニー部分も含めて客室内で喫煙（電子タバコ含む）、及び吸殻等の持ちこみが確認された場合は寝具・カーテン・壁紙等のクリーニング費用その他補修等にかかる費用及びその期間の営業補償相当の金額を賠償いただきます。
6. 客室に来訪者があった場合は施錠のまま相手をご確認いただき、不審者には不用意に解錠しないようご注意ください。万一、不審者と思われる場合にはフロントまでご連絡ください。
7. ご訪問客とのお部屋でのご面会をご遠慮ください。
8. 宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断りいたします。
9. 未成年者のみでのご宿泊は保護者の許可が無い場合はお断りする場合がございます。
10. 客室から出られる時には施錠をご確認ください。（当ホテルは自動施錠になっております。）

※外出時の入室をお断りになる場合は「Do not Disturb (起こさないでください)」の表示をお願いいたします。ただしこの場合はスタッフによるお部屋お伺い客室清掃も行われませんのでご了承ください。

11. お客様から清掃は不要である旨のご要望をいただいた場合であっても、衛生上の観点より、当ホテルが必要と認める場合には、随時客室の清掃を行わせていただきます。
12. 暴力団、および過激行動団体等、並びにその構成員の当ホテル利用はご遠慮いただきます。
ご予約後あるいはご利用中にその事実が判明した場合、その時点でご利用をお断りいたします。
13. 宿泊者もしくはその関係者に暴行、脅迫、恐喝、強要、威力業務妨害等の行為が認められる場合、以後の一切のご利用をお断りしております。
14. 宿泊者もしくはその関係者に法令に違反する行為が行われた場合、あるいはその恐れが十分にあると認められる場合、以後の一切のご利用をお断りしております。

【携行品、お預かり品、遺失物のお取扱いについて】

1. 現金および貴重品を含む携行品はご自身で管理していただけますようお願い申し上げます。紛失や毀損などに対しても当館では責任を負いかねる場合がございます。
2. 客室内に金庫（セーフティボックス）をご用意しております。当ホテルでは安全のため、お客様の大切な品物、貴重品、現金などを金庫に保管いただきますことをお勧めしております。ただし、金庫をご使用中の安全確認は、お客様個人の責任となります。万一ご使用中に、滅失、紛失などが発生した場合でも、当ホテルでは賠償いたしかねますのでご了承ください。
3. 原則としてお預かりいたしましたお忘れ物・遺失物は特にご指定のない限り、法令に基づいてお取扱いさせていただきます。
4. 当ホテルでの拾得物を持ち主にお渡しするにあたり費用が発生した場合は、持ち主にてご負担いただきます。

【お支払いについて】

1. 料金の支払いは日本円の現金、取扱いのあるクレジットカード、その他当ホテルが認めた方法においてのみ、お受けしております。

2. ご滞在中に当ホテルより精算の依頼がありました場合は、その都度ご精算ください。
3. ご到着時にお預かり金またはクレジットカードのカード番号控えを申し受ける場合がございます。
3. ご予約いただいた宿泊プランを変更される場合は、フロントまでお申し出ください。
また、ご宿泊日数を延長される場合は、新規に宿泊契約を締結するとともに、一旦ご精算いただきます。
4. 未就学児（5歳以下）のお子様については、既設のベッドをお使いいただくことを条件に、無料とさせていただきます。ただし、施設利用料1,100円（税込）を申し受けま
す
5. 当ホテルのレストラン、テイクアウト商品等のご利用は、その都度ご精算いただけます。当ホテルの施設ご利用料金をチェックアウト時のご精算にまとめてご利用される際には、ルームキー等のお部屋番号が確認できるものをお持ちください。
6. ルームキーはチェックアウト時に全員分をご返却ください。紛失、汚損、破損、持ち帰りは1枚1,100円（税込）の実費を申し受けま
す。
7. 小切手（トラベラーズ・チェック含む）でのお支払い及び両替には応じかねますので
ご了承ください。
8. クレジットカードや旅行用クーポン、各種優待券等の換金は致しかねます。
9. 施設外のお買い物代・航空券・列車、バス等の切符代・タクシー代・郵便切手代・お荷
物送料等のお立替はお断りいたします。
10. 着払い・代金引換での荷物受け取りはお受けできかねます。

【おやめいただきたい行為】

1. ホテル内に他のお客様の迷惑になるようなものをお持込にならないでください。

(1) 犬・猫・小鳥等の動物・ペット類全般

(但し盲導犬、介助犬、聴導犬はこの限りではございません)

- (2) 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類および危険性のある製品
 - (3) 悪臭および強い匂いを発する物
 - (4) 許可証のない鉄砲・刀剣類
 - (5) 著しく多量のお荷物及び物品
 - (6) その他法令で所持を禁じられているもの
2. 他の宿泊者または従業員が不安に覚える、あるいはその安全を脅かすと認められるものを当ホテルの敷地内に持ち込むことはお断りしております。
 3. ホテル内で賭博や風紀・治安を乱すような行為、他のお客様に迷惑となったり不快感を与えるような行為はおやめください。
 4. 当ホテルに許可なくお部屋やロビーでの営業行為など、ご宿泊以外の目的にご使用なされないでください。
 5. ホテル外観を損なうようなものをお部屋の窓に掛けたり、窓側に陳列なされないでください。
 6. ホテル内で許可なく広告・宣伝物を配布したり物品の販売をなされないでください。
 7. ホテル内で施設・備品を所定の場所・用途以外で使用したり、現状を著しく損なうようなご利用 はなされないでください。
 8. 廊下やロビーに所持品を放置することはご遠慮ください。
 9. 緊急事態あるいはやむを得ない事情が発生しない限り、ホテル従業員エリア・非常階段・屋上・機械室等お客様用以外の施設には立ち入らないでください。
 10. 不可抗力以外の事由により建物、設備、備品、植栽などを紛失、毀損、汚損、付臭などされた場合は、その損害を賠償していただくことがございます。
 11. 当ホテル提携先以外の出張マッサージ等のご注文はお断りいたします。
 12. 当ホテルの敷地内においては、当ホテルの許可無く営業目的で撮影・録音することは禁止しております。また、私的に撮影・録音したものであって当ホテルの許可の無く営業目的で使用することはおやめください。（※法的措置の対象になることがあります。）

■天災その他不可抗力に関して

当ホテルまたはお客様に影響を及ぼすと判断される台風、地震、豪雨等の不可抗力をもってしては防ぐことのできない異常な災害への危機管理としての対策を予告なしに行う事、禁止事項の追加をする事をご了承ください。

1. 客室及びバルコニーと当ホテル敷地内の家具など天災その他不可抗力に影響のある物の撤去及び避難。
2. 天災その他不可抗力に影響を受けると判断された客室、敷地内施設、駐車場利用の禁止、天災その他不可抗力に影響を受けたあとの当ホテル原状復帰作業完了までの客室及び敷地内施設利用の禁止。

【衛生管理について】

1. 以下に該当する方には、施設のご利用やご移動を制限させていただく場合がございます。

イ、ノロウイルスなどの食中毒に感染していることが疑われる場合。

ロ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律ならびに施行規則に指定された感染症に感染していることが疑われる場合。